

在宅で医療を受けるために…

訪問看護ステーション・医療機関の訪問看護部門
訪問看護師が居宅を訪問し、健康状態の観察や助言、日常生活の介助や指導、リハビリテーション、などを行います。

訪問診療

病院や診療所の医師が、計画的な診療計画に基づいて居宅を訪問して診察を行います。

往診

病院や診療所の医師が、急に体調が悪くなった場合など必要に応じて居宅を訪問して診察を行います。



子どもの成長や能力をのばすために…



肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設
身体に障がいのある子どもに、治療や機能訓練、自立して生活するために必要な知識や技能の支援を行う施設です。

療育センター

重い知的障がい、重度肢体不自由の重複している子どもの医療や療育、リハビリテーションなどを総合的に行う施設です。

重症心身障がい児通園施設・重症心身障がい児通園事業

重い知的障がい、重度肢体不自由の重複している子どもの治療や日常生活の指導を行う施設です。

知的障がい児施設・知的障がい児通園施設

知的障がいがある子どもに、自立に向けて必要な知識・技能を身につけるための支援を行う施設です。

児童デイサービス

障がいのある子どもが、通園しながら日常生活の基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを受けるサービスです。

就園・就学のときには…

通常学級

市区町村の教育委員会にご相談ください。

保育所

乳児（1歳未満）から小学校就学前までの子どもの保育を行います。

特別支援学校

障がいのある子どもに、小学校、中学校、高等学校に相当する年齢段階の教育を行う学校です。

学童クラブ

放課後、帰宅しても家に誰もいない場合、家族の仕事が終わるまで子どもを預かり、学習や遊びの援助、世話をを行う施設です。

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行います。

特別支援学級

障がいのある子どものために地域の小学校、中学校に置かれる少人数の学級です。

訪問教育

重度の障がいや病気が理由で学校に通うことが困難な子どものために、教員が週に数回、居宅などを訪問します。



市区町村の障がい者福祉事務所



保健所・保健センター（保健師）



診療所の医師



訪問看護ステーション



居宅介護（ホームヘルプ）



日常生活用具給付事業



通園施設・通園事業

A君が現在利用している社会資源・サービス



まとめ

近年の医療の進歩、社会状況の変化により、医療依存度の高い子どもたちの在宅移行が増えています。しかし、子どもたちを取り巻く在宅ケア環境は厳しい現状にあります。そのような現状を少しでも改善できるよう、現在在宅生活を行っているご家族の方、在宅生活を支援している医療機関、訪問看護ステーション、福祉施設、教育機関への質問紙調査と、聞き取り調査をもとに作成したのがこのパンフレットです。多くの方々に活用していただき、子どもたちやその家族の安心と、快適な在宅ケアの提供に活かされることを願っています。

医療処置のある子どもや家族の実態

- 6歳以下の医療処置のある子どもの発症年齢は、約7割が「出生時から」です。
- 病因は、「神経・筋疾患」や「慢性呼吸器疾患」「慢性心疾患」が多くなっています。
- 医療処置では、「吸引」や「経管栄養」「気管カニューレの管理・交換」「気管切開部の処置」「酸素管理」などが必要とされています。その他、「吸入」や「人工呼吸器管理」「排便コントロール」が必要な方もいらっしゃいます。

このパンフレットは、平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）「障害児の地域生活への移行を促進するための調査研究事業（主任研究者聖路加看護大学 及川郁子教授）」によって作成しました。（平成22年3月発行）
イラスト：まつながあき